

埼玉県の最低賃金

令和4年11月1日更新

地域別最低賃金	時間額	適用労働者	改正発効日
埼玉県最低賃金	987円	埼玉県内の事業場で働く全ての労働者（特定最低賃金の適用業種で働く労働者で、適用が除外される者も含む）	令和4年10月1日

特定（産業別）最低賃金	時間額	適用労働者	改正発効日
埼玉県非鉄金属製造業最低賃金	1,006円	左記の事業場で働く労働者。ただし、以下の者を除く。	
埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	1,013円	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月末満の者であつて、技能習得中のもの	令和4年12月1日
埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金	1,013円	3 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務に主として從事する者 4 清掃又は片付けの業務に主として從事する者	
埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金	1,022円	左記の事業場で働く労働者。ただし、以下の者を除く。 1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月末満の者であつて、技能習得中のもの 3 清掃又は片付けの業務に主として從事する者	
埼玉県自動車小売業最低賃金			
自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。以下同じ。）、当該事業において管理、補助的経済活動を行なう事業所又は純粹な経済活動が光学機械器具・レンズ製造業又は時計・同部分品製造業に分類されるものに限る。）			

(注) 1 使用者は、労働者に対し、最低賃金以上の賃金を支払わなければなりません。

2 複数の最低賃金が適用される場合は、金額の最も高いものが適用されます。

3 派遣労働者は、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。

4 実際に支払われる賃金額と最低賃金との比較方法

・時間給の場合：時間給と最低賃金額を比較します。

・月給等の場合：所定内賃金から3手当（情皆勤手当、通勤手当及び家族手当）を差し引いた賃金額を1時間当たりの金額に換算して最低賃金額と比較します。

最低賃金コーナーはコチラ→

